

林 政 審 議 会 議 事 録

- 1 日時及び場所 平成18年6月6日(火)
農林水産省第2特別会議室

- 2 開会及び閉会の時刻 14:00～16:30

- 3 出席者

委 員 木平会長 青山委員 浅野委員 有馬委員 池淵委員
魚津委員 太田委員 岡田委員 加倉井委員 倉沢委員
早坂委員 古河委員 恵委員 山根委員 横山委員
芳村委員 鷺谷委員

幹 事 関係府省

林野庁

- 4 議 事

(1) 森林・林業基本計画の変更について

- ① 基本計画骨子案、目標の考え方等
- ② その他

午後 2時00分 開会

○飯高林政課長 定刻になりましたので、ただいまから林政審議会を開催させていただきます。

委員の出欠状況でございますが、本日は委員21名中、現在まで12名の方々に出席いただいております。定足数でございます過半数を満たしておりますので、本日の審議会は成立いたしております。

なお、ただいまお見えになっておられない芳村委員、横山委員、倉沢委員、太田委員、池淵委員におかれましては、後ほどお見えになる予定でございます。

それでは、会長、お願いいたします。

○木平会長 本日は、委員並びに各府省の幹事の皆様方におかれましては、ご多忙のところご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、議事に入る前に、林野庁長官のご挨拶をお願いいたします。

○川村林野庁長官 それでは、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、ご多用中にもかかわらずご出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

この森林・林業基本計画でございますが、これまでも当審議会において熱心にご議論をいただいたわけでございます。前回は、有識者の方々にそれぞれの立場から貴重なご意見をいただいたところでございます。また、先日の熊本県内におきます現地視察におきまして、林業の再生あるいは木材の利用拡大に熱意を持って取り組んでおられる方々のご意見をお聞きいただき、また高性能林業機械によります間伐の作業現場などをご覧いただいたわけでございます。

本日は、これまでのご意見に加えまして、有識者ヒアリング、現地視察の内容も踏まえまして、新たな基本計画の策定の視点、基本計画に盛り込むべき内容の大筋を整理した上で、基本計画の骨子（案）、目標の考え方等の資料を議論のたたき台として用意しました。新たな基本計画の取りまとめに向けてご議論をお願いしたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○木平会長 長官、ありがとうございました。

それでは、議事次第に従いまして進めてまいりたいと思います。

森林・林業基本計画の変更については、今長官の方からお話がありましたように、前回、岐阜県の知事さんをはじめ消費者団体、森林・林業・木材産業の専門家の方々からヒアリングを行いました。また、熊本へ参りまして現状を視察させていただきました。今日は、これまでの審議を踏まえて、次期の基本計画骨子（案）、目標の考え方等についてご審議をお願いいたし

ます。

それでは最初に、基本計画骨子（案）、目標の考え方等の内容といたしまして、まず、これまでの取組と今後推進すべき施策、新たな基本計画の策定視点について、事務局の方からご説明をお願いいたします。

○岡田企画課長 企画課長でございます。では、ご説明させていただきます。

資料１－１をご覧くださいと思います。横長で「これまでの取組」、「取組の評価と今後の施策の方向」、「推進すべき施策」と並んでいる資料でございます。第３回目までにおきましては、情勢の変化、施策の効果に関する評価、それを受けた推進すべき施策についてご審議をいただいたところでございます。その中でのご意見、その後の有識者ヒアリング、現地視察を踏まえまして、改めて現行計画に基づくこれまでの取組とその評価、今後の施策の方向を整理した上で、これに対応するものとして推進すべき施策をまとめております。この施策は、新たな基本計画の講ずべき施策として掲げられるものでございます。

なお、主要な事項に関する施策は、後ほど資料１－２でご説明いたします。

まず、資料１－１の１ページ目をご覧くださいと思います。森林の多面的機能の発揮に関する施策については、一つ目が森林整備の推進についてです。これまで重視すべき機能に応じて森林の区分を明確にし、緊急的な間伐等に取り組んできたわけですが、高齢級の森林の増加によりまして、多様な森林への誘導に向けた分岐点を迎えているという状況認識でございます。また、森林に対する国民ニーズが多様化する中で、林業生産活動が低下しておりまして、多様な森林に誘導していくための取組が低位となっているということでございます。

このため、右の欄に広葉樹林化、複層林化、長伐期化等多様な森林への誘導のための施策を掲げております。

真ん中の段に移りまして、これまで高性能林業機械の導入や林道の開設等に取り組んできたわけですが、育成複層林施業などに対応できる効率的な作業システムの導入・普及、低コストな作業システムに対応する路網整備が低位となっているということでございます。このため、路網、高性能林業機械の一体的な組み合わせによる低コスト、高効率な作業システムの整備・普及のための施策を掲げているわけでございます。

下の段に移りまして、これまで森林所有者等による自発的な整備が進まない場合に、治山事業、緑資源機構、林業公社といった公的機関による森林整備を推進してきたわけですが、今後ともその促進が必要であり、そのために推進すべき施策を掲げているわけでございます。

２ページの森林関連データのところにつきましては、これまで森林GISの活用による森林

計画の策定等の作業の効率化が促進されたものの、施業を積極的に行う者に対して、森林関連情報の活用を図る取組が低位となっております。このため、国家レベルの森林資源管理体制の整備と、ニーズに応じた多様な森林関連情報の提供の推進を施策として掲げてございます。

真ん中の段です。花粉症対策につきましては、地域における花粉発生源対策の取組が拡大してきたわけですが、効果的な抑制対策はいまだ不十分でございます。このため、無花粉スギの苗木供給の促進、都市部への花粉飛散に影響しているスギ林の推定など、花粉発生源調査等に基づく対策の推進が必要であるというふうにしております。

下の段です。地球温暖化防止への貢献についてです。これは喫緊の課題であり、効率的な森林整備の推進、保安林等の適切な管理・保全等の推進など、吸収源対策の総合的な推進が必要であるということで掲げてございます。

3 ページをご覧くださいと思います。2 番目は森林の保全です。山地災害の防止につきましては、周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された集落数は増加したわけですが、依然として局地的な豪雨等による山腹崩壊等が発生するとともに、山地災害危険地区も増加しております。このため、効果的で、環境と調和した治山事業の展開に関する施策が必要だということで掲げてございます。

また、真ん中の段、保安林についてですが、配備は着実に進んだものの、無許可開発等の関連情報の管理が非効率であることから、保安林の適切な管理のための施策が必要であるというふうにいたしております。

下の段、貴重な野生動植物が生息・生育する森林の保全・管理につきましては、貴重な樹木の損傷、外来種の移入等による森林生態系の影響に対する懸念があります。このため、国有林における保護林の設定に加えて、その状況把握を行い、また「緑の回廊」の設定を推進するための施策が必要であるというふうにいたしております。

4 ページをご覧くださいと思います。シカ等の野生鳥獣による被害が依然として拡大・深刻化しております。このため、野生鳥獣の生息動向に応じた効果的な森林被害対策の推進に関する施策を掲げております。

松くい虫被害につきましては、高緯度、高標高地域における被害が依然として拡大・深刻化しております。このため、松くい虫等病虫害防除対策の総合的・効率的な実施に関する施策を掲げております。

下の段は森林を支える山村地域の定住の促進です。生活基盤整備がいまだに低位であることにより、山村への定住がいまだに進んでいない状況にあります。このため、NPOや地域住民

等の連携による山村活性化、都市住民の多様なニーズに応じた山村の受入体制の整備など、都市と山村の共生・対流、山村への定住の推進に関する施策が必要であるというふうにいたしております。

5 ページの上の段、山村における就業機会の点です。就業機会、後継者確保等がいまだに不十分であるという状況認識のもとで、竹、きのこ等の生産基盤の高度化、作業の省力化による高コスト構造の是正等による特産林産物の振興、山村特有の資源を活用した新たな産業の創出に関する施策が必要というふうに整理をいたしております。

4 番目は国民等の自発的な活動の促進です。森林ボランティア活動が活発化しているものの、ボランティア団体は資金、活動フィールドの確保に苦勞されております。また、企業の社会貢献活動は高まりつつあるものの、積極的に森林づくりを行っている企業は限定的です。このため、企業やNPO等による森林の整備・保全活動を促すための施策が必要であるというふうにいたしております。

下の段、里山林の保全・整備・利用の推進です。里山林は、放置による荒廃、花粉発生源、竹の侵入、野生鳥獣被害、こういった問題が発生しているわけです。このためボランティア、NPO等の参加による居住地周辺の里山林の整備の支援、市民運動、森林セラピーといった多様な里山林における活動の促進など、地域と都市住民の連携による里山林の再生活動の促進を施策として掲げてございます。

次に6 ページをご覧くださいと思います。森林環境教育についてですけれども、活動の内容については、まだこれから充実させる必要があるということでございます。このため教育、環境、地域振興などの分野との連携による普及啓発活動と分野横断的な人材育成など、森林環境教育の充実を掲げております。

5 番目は国際的な協調及び貢献です。地球規模での森林の減少、劣化は依然として深刻な状況にあり、地球温暖化、生物多様性の減少、黄砂問題等は一層顕在化しているということでありまして、このために国連やG8等における政策対話や国際協力の推進を掲げてございます。

下の段、違法伐採対策についてです。二国間、地域間、多国間協力など国際的な連携による違法伐採対策を実施するなどしてきたわけですが、違法伐採対策の重要性が十分浸透していない状況もあります。このため政府調達、行動規範の策定、生産国への支援、G8森林行動プログラムのフォローアップの推進のほか、地方公共団体、消費者団体等に対して違法に伐採された木材は使用しないということの重要性についての普及啓発活動の推進が必要であるというふうにいたしております。

次に7ページをご覧くださいと思います。林業の持続的な発展に関する施策です。

一つ目は望ましい林業構造の確立についてです。所有森林規模の大小にかかわらず林業生産活動は停滞しております。林業の再生のため、大量かつ安定的な木材の供給に不可欠な林業事業体による施業の集約化等のための施策を総合的に講じていく必要があるというふうに整理をいたしております。

人材の育成及び確保につきましては、活発な林業生産活動を行っている森林組合も見られるわけですが、まだ一部にとどまっている状況となっております。このため、林業研究グループに対する経営・技術指導の強化のほか、施業の集約化に取り組む事業体の従事者に対する普及啓発活動の強化などが必要であるというふうにいたしております。

その下の段、林業労働に関する施策についてですが、新規就業者は増加しているものの、将来的に安定的な労働力の確保が困難となるおそれがあります。このため、今後、特に若年層を中心とした新規就業者の確保・育成、雇用管理の改善、労働安全衛生の向上に関する施策が必要であるというふうにいたしております。

8ページをご覧くださいと思います。木材産業等の健全な発展です。これまで木材産業と林業の連携を掲げて、低コストで安定的な木材供給体制のモデルが構築されつつありますけれども、依然として原木の大量、安定的な確保がなかなか進んでいないという状況です。このため、民有林及び国有林の原木供給側が連携した安定供給を行う体制の整備、適切かつ効率的な素材生産を行う事業者の育成など、こういったところに本格的に取り組んでいく必要があるというふうにしております。

真ん中の段ですが、木材産業の事業基盤の強化と流通加工の合理化に取り組んできておりまして、これまで低下しておりました国産材供給量に増加の兆しが見られるわけですが、依然として競争力自体は不足しているという状況でございます。このため、製材加工の大規模化のための支援の選択と集中などが必要というふうにいたしております。

下の段になりますけれども、これまで需要のニーズに応える体制の整備等を掲げ、「顔の見える木材での家づくり」などに取り組んできたわけでございます。都市部での取組がまだ不足しているということもあります。また、マンションなど非木造住宅における地域材の利用も低位となっております。このため、消費規模の大きい都市圏を中心としまして「顔の見える木材での家づくり」の取組の強化などを掲げております。

9ページをご覧くださいと思います。林産物の利用の促進です。地域材利用の普及啓発に取り組んでまいりましたが、利用拡大にまだ十分に結びついていない状況

でございます。このため企業への働きかけの強化、木を植えて、育て、使うことが森林整備だけではなく資源の有効利用につながることを普及する教育の促進、公共施設等における木材利用の推進、こういったことを掲げております。

真ん中の段ですが、木材輸出につきましては、現行計画では項目として掲げてございません。近年その取組が増加しておりますけれども、絶対量がいまだ低位であるということでありまして、国産材の輸出戦略の構築などの施策が必要であるというふうにいたしております。

下の段、新規需要の開拓です。バイオマス利用等に取り組んでおりますけれども、その利用は伸び悩んでおります。このため、技術の開発、効率的な供給体制の整備、林地残材等の未利用材を燃料等として利活用する取組など、木質バイオマスの総合な利用の推進が必要であるというふうにいたしております。

10ページの国有林野の管理及び経営に関する施策についてです。国有林につきましては、公益的機能の維持増進、国民の森林として管理経営、地球温暖化防止対策の推進、優れた自然環境を有する森林の維持・保全、計画的な林産物の供給などに取り組んできたところでございます。今後これまでより一層民有林関係者と連携を強化しつつ、各般の施策・課題に対処していくことが必要であるというふうにいたしております。

以上が資料1－1の説明でございます。

次に、資料1－2をご覧いただきたいと思います。カラー刷りのA3の資料です。これは資料1－1でまとめたもののうち主要な事項を示したものでございます。

1枚目は新たな森林・林業基本計画の策定の視点として、全体を取りまとめたものでありまして、これまで重点的な検討事項として議論をいただいていた三つの大きな柱それぞれに対応する重点的な施策を整理しております。このA3の資料の2枚目から4枚目までの3枚は、この三つの大きな柱にそれぞれ対応したものでございます。

そこで2枚目の「多様で健全な森林への誘導」をご覧いただきたいと思います。手入れが必要な高齢級の森林が増加し、広葉樹林化等多様な森林への誘導に当たっての分岐点を迎えているということでございます。この誘導に必要な条件整備として、まず、施業方法が立地条件等に応じて適切に選択されるよう多様な施業の区分、考え方の提示、森林関連情報の提供などが必要といたしております。また、施業の効率化、低コスト化を図るために天然更新技術等の体系的な普及、帯状・群状の伐採等効率的な施業の実施、造林・保育の効率化・低コスト化の推進のため技術の定着・普及、路網と高性能林業機械を組み合わせた作業システムの整備と、そのための人材育成が必要というふうにいたしております。

森林の整備につきましては、森林所有者等の自発的意思によることが基本であり、その支援を行うということにいたしておりますけれども、所有者に期待しがたい場合には、公的な関与として市町村や都道府県による働きかけ、これも困難な場合には公的な機関が主体となった整備を進めることが必要でございます。また、社会貢献活動としての、企業等の森林づくりへの参画を進めるための施策も必要と考えております。この企業の関係につきましては別途検討会を設けて検討を進めております。これは後ほどご報告をいたします。

3枚目が「国土保全等の推進」です。国土保全、環境保全の観点から森林に対する国民のニーズが高まっております。荒廃した森林をよみがえらせ、また貴重な森林を守っていくことが必要であります。治山事業につきましては、衛星画像等を活用した保安林の適切な管理、危険地の的確な把握と避難体制の整備など、ソフト対策との連携による減災、実質的に被害を減らす対策、民有林・国有林を通じた事業展開や砂防事業等との連携による流域保全対策の推進、さらに、緑化工における在来種の活用等による環境等の調和が必要であると考えております。

右側では、自然環境の維持・保全、松くい虫被害や野生鳥獣被害の減少を掲げております。具体的には、保護林や「緑の回廊」の設定の推進、地域、関係機関と連携した自然再生、森林環境教育等の推進、不法投棄などの防止に向けた巡視・指導等が必要と考えております。また、松くい虫被害の先端地域における対策の重点的な実施など、総合的、効率的な実施や、野生鳥獣による被害対策として、関係者との連携等が必要であるというふうにいたしております。

4枚目が「林業・木材産業の再生」です。国産材利用の機運が高まっており、これを確実にとらえ、林業・木材産業の再生を図ることが極めて重要であり、このため、木材の大量・安定供給システムの構築を図ることが不可欠であるということでありまして、具体的には森林組合等への施業の集約化を図り、伐採可能量を取りまとめるため、森林情報の利用方法の整備や、森林所有者に施業内容やコストを明らかにする施業提案手法の普及を進める必要があります。

次に、所有者から施業の委託などを受けた伐採可能な森林情報のデータベース化、例えば木材安定供給システムの立ち上げなどの仕組みの構築により、民有林・国有林を通じた伐採可能量情報を収集いたしまして、これを需要側の情報と結びつけるコーディネーターを育成し、大口需要への安定供給の合意を図っていくといったことが必要であるというふうに整理をいたしております。

また、実際にこの材を出してくるためには路網整備と高性能林業機械を組み合わせた低コストの生産体制が必要でありまして、具体的には簡易で安定した作業道の普及・整備、路網と機械を組み合わせた低コスト作業システムの整備・普及、技術者の養成、集約化作業のための資

金の融通、緑の雇用による労働力の育成・確保が必要であるというふうにいたしております。

木材産業の競争力の強化につきましては、木材を総合的に利用する体制の整備、製材加工の大規模化による木材加工の低コスト化、消費者ニーズに対応した製品の開発、乾燥など品質管理の徹底や、供給・販売戦略の強化が必要というふうに整理をいたしております。

消費者重視の新たな市場形成と拡大につきましては、「木づかい運動」の推進、木質バイオマスの総合的な利用の推進、海外市場の積極的な拡大が必要であるというふうにいたしております。

以上の取組をトータルで進めて、林業・木材産業の再生を図っていききたいということでございまして、推進すべき施策についての説明は以上のとおりでございます。

次に、資料２－１の基本計画の骨子（案）のポイントです。森林・林業基本計画は「基本的な方針」、「目標」、「講ずべき施策」が計画事項となっております。

基本的な方針ですが、見直しに当たっては情勢の変化を勘案して、施策の効果に関する評価を踏まえるということにいたしております。それから、施策の見直しにつながる大きな情勢の変化としては、利用可能な資源の充実、森林に対する国民ニーズの多様化、木材の需要構造の変化等新たな動きの活発化などを明示する必要があると考えております。

計画変更に当たっての基本的な視点といたしましては、小さく点線で囲んでありますけれども、「国民・消費者の視点の重視」、「地球環境保全への貢献」、あるいは「新たな動きを踏まえた攻めの林政の展開」を掲げることにしてはいかかかと考えております。

次に、目標の部分ですが、これに関しては、これまでの取組を検証し、目標が達成されていない場合、その主な要因に明らかにし、そのことを踏まえて今後重点的に取り組むべき事項を明らかにすることが必要と考えております。

講ずべき施策それぞれにつきましては、資料１－２あるいは１－２で説明いたしました。重点事項の実現を図るとの考えに立ってまとめていきたいと考えております。

なお、目標の考え方につきましては、後ほど資料３でご説明いたしたいと思っております。

資料２－２は、森林・林業基本計画の骨子（案）でございまして、今回はたたき台として用意をいたしております。内容は、ただいま資料２－１の骨子（案）のポイントで概要を説明させていただきます。講ずべき施策そのものにつきましては、資料１の右の欄の推進すべき施策と同じ記述でございますので、この資料２－２の骨子（案）そのものの説明は省略いたします。

以上でございまして、今回ご説明させていただいた中で、主に資料１－１の推進すべき施策

あるいは骨子（案）の構成、項目立てについてご意見を賜ればと思っております。

以上でございます。

○木平会長 どうもありがとうございました。これまでの検討、何回か審議いたしましたものが少しずつ形になってここにあらわれてきたわけです。

それでは、今ご説明いただきましたこれまでの取組、今後推進すべき施策について、新たな森林・林業基本計画の策定の視点、次期森林・林業基本計画の骨子について、委員の皆様のご意見をいただきたいと思います。

倉沢委員、どうぞ。

○倉沢委員 1－1の6ページの5の国際的な協調及び貢献のところでご質問させていただきたいと思います。前にもお伺いしたいのですが、違法伐採関連で非常に関心を深めておられるということはよくわかるのですが、具体的にどういうふうにするのかということを経済社会に対してもう少しアピールしていく方がいいのではないかと思います。違法に伐採されたものは買わないということはよくわかります。違法に伐採されていないという証明の取れたものだけを購入するということですが、違法に伐採されていないという証明書自体が、どこまで正しく出されているかということ自体が、例えばインドネシアの場合ですとすごく疑問だということで、国際的なNGOその他が問題にしているところです。

つまり林業省の役人自体が違法伐採に関与している部分が非常に多くて、ほとんどそういう形でなされているものですから、書類なども一応きちんとして出るのですけれども、その書類がインドネシアで、おかしい言い方をしますが、「現物と同じなんだが偽物」という表現があるのですが、現物と全く同じ、判もサインもしてあるけれども、実際には、それはしかるべきその地位にある人が出したものではないという意味で使われるのですが、それが今テレビ等でも非常に大きな問題になっております。

これは相手国の問題ではありますが、そういう非常にあやふやな証明書しか出せないという現状にあって、どうやって違法に伐採されたものを避けていくことができるのかというあたりで、非常に難しい問題なのですが、もう一歩進んで、諸外国よりも一歩進んで日本から何か具体的な方策を出していただけるとすごくアピールする力も強いのではないかと思います。それについて何かお考えがありましたら教えてください。

○木平会長 違法伐採について、もう一つ踏み込んだ方策を書き込んだらどうかということですが、よろしいですか。

○河野木材課長 木材課長でございます。

今までずっと違法伐採対策はG8の中でも議論になっていたのですけれども、昨年のグリーンイーグルズ・サミットの中で、こういう取組をしましょうということで、大きく七つぐらいの方策が決まりました。その中の一つが、政府調達については合法性等の証明された木材を使いましょうということです。それ以外にも、6ページの右側に書いてありますけれども、行動規範の策定だとか、生産国支援などがあります。違法伐採については輸入側が止めても、その生活の貧困、そういうもの等がかかわっており、一方的に止めさせようとしても簡単にはならないだろうと考えております。

ただ、これはWTOにおける貿易上の問題もありまして、お互いの国が、二国間あるいは地域間で合意すればできるのですけれども、自由貿易を妨げるわけにはいかないということで、まずは政府調達から取り組みましょうということとし、具体的には、今年の4月からグリーン購入法の中で、合法性等の証明されたものについて政府調達で使うという取組を始めたところでございます。

この証明方法につきましても、違法か合法かというのは、丸太あるいは製品になれば違いというのは表面上全くわからないわけですので、まず、違法はなかなか証明できないのですけれども、合法であるということはまず証明できるだろう、証明の連鎖がつながっていけるだろうと考えており、現在、まだ緒についたばかりというような状況でございます。日本の場合であれば輸出国にそういう合法性等を証明できる体制をつくっていただきたい、特に内外無差別ですから、国産材と同じような仕組みをつくっていただきたいということを要請しております。

この証明する仕組み、あるいは証明の連鎖等につきましては、今年度予算も用意しております。実証といいますか、実際にうまくいっているのか、あるいはどういう問題があるのかということの実証等を行いながら、環境NGOあるいは関係団体、関係省庁等のご意見もお聞きしながら、今後より実効性のあるものに見直していくということにしております。そういう意味では、まだ緒についたばかりで、やっと一歩踏み出し始めたというふうにご理解を賜ればと思います。

○倉沢委員 突き詰めていきますと、結局、相手国の汚職の問題とか、内政の問題にかかわってきて非常に難しいことだということはよくわかっておりますが、インドネシアの新聞等を見ましても、ほとんど連日のように、このイリーガル・ロギングの問題が出てきて、その中で必ず役所が絡んでいるということが出てきております。ですから、合法だという書類があっても見抜くのは難しいという問題がございます。そういう中で、特に日本が名指しされていて、イリーガル・ロギングに組みしているというのは、具体的にはそれを買っているからということ

で、名指しで現地の新聞に出てきたり、テレビのニュースで報道されたりしているという現実があるので、かなり強いアピールを対外的には出していただければと思います。

以上、お願いします。

○河野木材課長 後ほどの資料でも載せておりますけれども、違法伐採対策については、二国間、地域間、多国間というのをやっているという6ページに書いてありますけれども、インドネシアとは二国間で違法伐採対策をどうするかということに取り組んでおり、GISを使って、どの辺が伐られているか、これはひょっとしたら伐採計画のないところではないか確認したり、あるいはICチップ、あるいはバーコードは使えるのか、そういう証明の連鎖ができるかどうか、といった検討も進めているところでございます。私どもとしても違法伐採については積極的に取り組んでいきたいと考えております。

○木平会長 よろしく願いいたします。

では、横山委員。

○横山委員 2-1の資料で、基本的視点ということで3点挙げられておりますけれども、ご質問したいのは、国民・消費者の視点の重視ということで、消費者重視の政策というようなことがかなり前面に出されているのですけれども、ステークホルダーといいたまいますか、森林・林業にかかわる市場も含めたすべての関係者、そういう中から消費者という視点だけを重視するということはどういうお考えなのか。この消費者という概念は、いわゆる利用者と同値なのかどうか。

経済学でいうと、市場は生産者と消費者からなる、あるいは供給者と需要者からなる。そのときに消費者の利益だけを最大化するような政策に、どうしても消費者重視という言葉を用いると、経済学的なタームでいうと消費者余剰の最大化を目指す。それから、生産者重視といいますと、生産者余剰といいますか、生産者の利益を最大化するようなことを目指す。社会全体のウェルフェアの最大化といった場合には、市場に参加している消費者プラス生産者のウェルフェアを最大にする。これが経済政策の一番の根本的な考え方です。

これを消費者重視だけを前面に出すということは、これまで生産者重視の政策をしてきたから、バランスをとるために消費者重視にしなければいけませんよというのか、生産者のことを無視してもあえて消費者重視でいくのか、この辺のところを明確にしておかないと、市場に参加する人々、あるいは林業・森林に関係するすべての関係者たちのいろいろなグルーピングの中で、消費者だけの視点を重視するような書き方はどういうふうに理解したらいいのかということについてやはり注意が必要なのではないか。これはあくまで私の意見です。

○木平会長 ありがとうございます。これについてどうでしょうか。

○有馬委員 関連ですが、今の消費者という言葉ですが、よく木材あるいは森林の方々がエンドユーザーと、あるいはユーザーという言葉を使われるときには中間ユーザーが多いのです。例えば住宅メーカーだとか。ところが、本当の消費者、本当のエンドユーザーというのは居住者であったりということですので、今の消費者という言葉自身も大変曖昧な言葉にとられかねない。もう少しきちんとした表現にしておいた方がいいのではないかと。政策自身も全然違って来る、やり方も違って来ると思いますので、今先生の方からご指摘があったことと同じように、ユーザーあるいは消費者の定義づけをもう少し明確にしておいていただいた方がいいのではないかと感じております。

○木平会長 それでは、消費者重視という意味の中身について、林野庁の方からお答えいただきたいと思います。

○岡田企画課長 今回の場合、まず、森林の面でとらえますと、森林の機能に対する、これはむしろ国民・消費者という一つの言葉でとらえてしまったきらいもありますけれども、森林に対するさまざまなニーズを消費者の視点でとらえて、それをどういうふうに森林の整備の方に結びつけていくかというところが一つございます。

それから、木材の利用という面ですと、これは先ほどの有馬委員からのご指摘の部分と恐らく重なると思います。消費者が求めている資材としての木材をどう安定的に供給していくかというところも、結局中身としては住宅メーカーの視点を通して消費者をとらえるということになってくる部分も大きくあろうかと思っております。それらの視点を見ながら、きちんと安定的に供給して、最終的には山づくりの方に結びつけていく。これまで消費者の視点が軽視されていたということではないと思っておりますけれども、今回の森林・林業基本計画をつくる際には、森林づくりの面でも、あるいは森林から出てくる木材をどういうふうに利用してもらえるかという面でも、消費者の皆さんが木材についてどういうふうに考えを持たれているのか、木材をどうやれば利用してもらえるのか、特に国産材や地域材をどうやれば使っていただけるかという面は、消費者の視点を重視していきたいということでございます。

また、木材の利用・普及啓発という面におきましても、木材を利用しようという単純な話ではありませんで、やはり消費者の中にはいろいろな意識の方がおられますし、また年齢層も全く違うわけですので、そういった消費者の皆さんのターゲットをきちんと絞りながら木材の利用の普及啓発をしていこうと、そういう意味でも消費者の視点というのはさまざまあるんだということを踏まえてやっていきたいという意味で、消費者の視pointsの重視という文言を使わ

せていただいております。

消費者という部分と住宅メーカーのニーズという部分と相重なる部分があるかと思います。先ほどのご指摘は全くごもっともだと思いますので、その辺の中身も、どういうことであるのかということを説明できるように、少しその部分につきましても頭の整理をさせていただいた上で、誤解のないようにさせていただきたいと思っております。

○木平会長 それでは、山根委員。

○山根委員 今の消費者の視点ということですが、現在売れないというのは安くすれば売れるということではないんですよね。もうここまで安くなっているのが売れない。よって、消費者の視点という面は品質ということだろうと思うのです。品質と低コスト、コストと品質という面での品質という視点がいかかなのかなということが一つです。

もう一つ、「県産材」という言葉がよく出ますが、我々の場合でも「地産地消」と。しかし、消費者から見ると、広島県の山でも、中国地方の山でもいいのです。あるいは今町村合併、道州制というようなものがにらまれる中で、県の立場の県産材等の面と消費者の面とのミスマッチ、品質の、つくる側と使う側とのミスマッチという面が重要な視点ではないかという気がいたします。

○木平会長 ありがとうございます。

それでは、目標の重点事項という項目の一つの大きな項目ですので、この点について、今企画課長がおっしゃいましたように、その内容を再検討、明確にさせていただきたいと思います。

それでは、芳村委員。

○芳村委員 1－1ですけれども、これからの推進すべき施策というところで、例えば6ページのところに一つだけあるのですけれども、森林環境教育等の推進の中で、各種メディアを使って情報をPRするということがあります。もちろん全体になさるのではないかと思いますけれども、今、本当にみんな山のことその他にとっても興味を持っているときなので、あらゆるメディアの場を通じて、PRもいいのですけれども、一生懸命苦悩しながらこういう対策を講ずる、「今年はこんなことを講じていくんだよ」みたいなマーケティングというか、そういうことに関しても細やかにメディアに発信してはどうかと思っております。

例えば花粉症対策の推進などにおいては、花粉の時期の前後にはメディアもたくさん取り上げるわけですが、その中で、実は今年は花粉の少ないスギの苗木はこういうふうにしてやっと間に合ったとか、間に合わないとか、全国の花粉○○情報ではないのですけれども、一番興味のあるところに、完全な情報としてPRという考えではなくて、本当に苦悩しながら試

行錯誤して、それでもここまで努力しているということを、いい意味でもっともっとメディアをうまく使っていくということが必要ではないかと思います。松くい虫の問題であるとか、山村への定住の促進ですか、こんなことにもみんな非常に興味を持っているので、良い話ばかりをつくるのではなくて、途上の話の方が一般の人は興味があるのではないかと思うので、そんなことも考えていただいたらどうかと思いました。

○木平会長　ありがとうございます。環境教育ということに限らず、メディアへの働きかけということを基本的な推進すべき項目として進めていくべきだというご意見です。これは行政の最も弱点というか、弱いところではないかと思いますけれども、長官の方もひとつよろしくお願いいたします。

○川村長官　ご指摘、ありがとうございます。

○木平会長　では、鷺谷委員、どうぞ。

○鷺谷委員　先日視察に参加させていただいて、現場を見せていただいたり、ディスカッションに参加させていただいたりして学んだことがたくさんあります。それを踏まえてこれを見せていただいて、少し弱いというか、足りないと思う点が三つあるのですけれども、技術の高度化の視点と、科学的視点の導入といったらいいような点と、民間の知恵の活用というキーワードになると思うのです。

まず、高度化というところですが、高度な林業機械というのを見せていただきました。木をつかんでカッターで切る部分というのが日本製ではなくて輸入品だというふうにお聞きしました。日本はロボット大国でさまざまな生産の現場でロボットが活躍していると思うのですが、林業ロボットの開発のようなことに関して、科学技術開発がどうなっているのか、やや疑問に感じました。今日本に蓄積されているロボット技術を使えば、日本のああいふ急峻な現場により適した安全な林業機械を、一番肝心なところを輸入しなくても、自前でできるのではないかというふうに疑問に思ったことが一つです。

次に、資源の状況を把握するということはどういう政策を考える上でも重要なことですが、今ここに書かれているのは、せいぜいGIS情報を活用するということくらいですが、今衛星モニタリングの技術というのは大変進んでいます。日本も衛星を上げていて、モニタリングに使おうという意図で上げているものがあるわけですから、樹種の構成も、バイオマスなど、サイズの指標、樹高等資源の状況のデータが広域的に把握できるはずで、現場に行って人が調べるというのは、非常にコストがかかることですが、少し技術開発をすれば、低コストで衛星モニタリングができるのではないかと。森林資源監視システムみたいなものをつく

れば、より正確に資源の状況が把握できて、きめ細かい計画が立てられるのではないかと思います。

次に、科学的視点の導入というところですが、材木を生産して使うということに関しては、恐らくその応用的なサイエンスというのはかなり進んでいると思うのですが、多面的な機能ということになるとまた違ったことが求められますので、例えば伐採して木を植えないでいかに多面的機能が発揮されて、コストを低く、そういうようなことも考えていかなければいけないと思うのですが、私は生態学の分野ですが、そういう生態学分野に蓄積されている知見等があまり活用されていないということを、こういうものを見ると感じます。

例えば、ちょっとささいな例で申しわけないのですが、1－1の一番上の枠の「今後の施策の方向」というところを見ると「照度管理」という言葉が出てきます。照度という物理量は、人の目で見たときの明るさを意味しているので、樹木などの植物の生産とかかわる物理量ではないのです。光合成有効波長域の光量子束密度とか、相対的な光環境とか、単に光環境と言えばこの文脈にはよく合っていると思うのですが、20世紀の初めぐらいのこういう分野の言葉が使われているという感じがいたしまして、森林の管理にかかわることを考える方に少し生態学も学んでいただきたいなというふうに感じます。

最後に、民間の知恵の活用ということですが、今回の視察でもそうでしたが、ちょっと前にまた違う省庁の視察で森林の現場を見せていただいたことがあるのですが、コストを下げるためにすごくいろいろな工夫をされているのです。この間は路網の作り方に関して教えていただきました。「なるほど、そうだな」と納得するようなことを教えていただきました。それは民から民に広がっているというようなことをお聞きしました。

それから、前回はコストを下げるために薬を少し使って、スギを立ち枯れにして、半年ぐらいに薬で枯らして、軽くしてから伐る。そうすると、乾燥させるのに場所が必要ということですが、立ったままですから軽くなりますし、山から運び出すときに重量が減っていますので、コストがかなり削減できるということで、そういうやり方も徐々に広がっているというふうにお聞きしました。現場で皆さんがコスト削減のためにさまざまな工夫をされているような印象を受けたのですが、そういうものをきちんと活用していくということも重要ではないか。今までのマニュアルに沿ったやり方ではないやり方を、既にある知恵の中からつくっていくという視点も重要ではないかと思いました。

以上です。

○木平会長　ありがとうございます。まず一つは林業機械化について、外国の技術に頼るか、

あるいは国産開発かということ、かなり古くからの問題ですけれども、これについてどう考えるかということ。2番目は森林資源調査について、リモセンを中心にした、もっと飛躍的に新しい方法の開発はできないかということ。3番目は生態的な視点についてもう少し勉強してほしいということ。4番目は民間の知恵を活用するのが非常に重要だというご指摘です。

この1番と2番について、もしお答えいただけるようでしたら、いかがでしょうか。

○笹岡研究・保全課長 研究・保全課長でございます。

私どものところで機械の開発をやっているので、その関連で少しお話を申し上げたいと思います。

鷲谷委員ご指摘のとおり、日本で今動いている大型の機械というのはもともとヨーロッパとかアメリカで開発されたものです。そのプロトタイプというか、元は輸入したものが現在でもたくさん動いていると思うのですが、それを日本の森林に合った形で、あるものは小型化をしたり、あるいは先のアタッチメントを工夫して、日本の林の中で動ける小さい機械にそういうアタッチメントをつけるというようなことをやったり、そういう形で国産化ということをやってきております。後ほど私どもの方からのご説明の中でも機械に触れるところがございますので、そのときにまたお話ししますが、残念ながら、まだ歩くロボットというところまでは行っていないのですけれども、なるべく日本の山に合うような機械を開発しているところでございます。

○沼田計画課長 計画課長でございます。

森林資源調査の関係ですが、今確かに県の職員が現地に行って継続的に調査を行っております。それから、かなりの県でGISの整備が進んできておりますので、そういったものも活用していきたいと思っております。

また、衛星データの関係ですが、いろいろな種類がありまして、かなり使えるようにはなってきております。ただ、どこまで精度が確保できるのか、例えば非常に多様な日本や、木の高さということになりますと、どの程度まで正確に把握できるかという問題がありますので、もっと精度を高めた形でよりよきものとして使っていきたいと思っておりますし、あらゆる面で技術開発は考えていきたいと思っております。

○木平会長 必ずしも十分なお答えとは思えないのですけれども、そういうご指摘ということでぜひお願いしたいと思います。

私、資源把握のことについてはそのとおりだと思うのですけれども、それを扱う人材の養成というのが遅れているのではないかと思います。機械とか、ソフト、ハードは即変えることが

できるのですけれども、それを扱う人を持つということがこの組織として、あるいは事業体として重要ではないかと思います。

それでは、早坂委員、お願いします。

○早坂委員 1-1の4ページ、5ページを見ていただきたいのですが、ここの用語の中で「NPO」とか「森林ボランティア団体」という言葉がたくさん出ておりまして、かなり国としても森林ボランティアということであてにしている部分が大きいのかなと思います。ところが、最近NPO法人というのはタケノコのように出ておりまして、この団体がNPOだろうかというような団体もたくさんあります。お願いしたいのは、やはりこれだけあてにするようになるのであれば、NPOに対してのきちんとした教育も必要になってきているのではないかな。その部分の手当てを何らかの形でしていただきたいと思います。

以上です。

○木平会長 ありがとうございます。ご意見ということで承っておきます。

それでは、岡田委員、お願いします。

○岡田委員 個々の問題ではなくて、政策全体のかかわりの点ですが、要するに、今回の場合は森林・林業基本計画、5年を過ぎた、そこでのある検証、あるいは今後5年間で踏まえて基本計画に沿ってどういう政策をと、非常に大事な時期だというふうに理解をしています。今度の基本法に基づいた計画という立場でとらえますと、一つの前の大きな影響を与えた林政審の答申、平成9年の答申というのは大変大きい位置づけがあるという理解を私はしております。それを踏まえた形で、平成11年の森林・林業・木材産業基本政策検討会、これの文章というのは私は大変重要な意味があると思っております。それらを踏まえた形の森林・林業基本法であり、この計画、5年を過ぎて今後どうかということです。

その中でずっと通して見ていて、今回の全体像にかかわる、あるいは個々の形での検討だとか、あるいはなぜ目標が実現しなかったのか、その要因分析だとか、そんなことを縦割りに、個々にするのはではなくて、政策を丸ごとある評価をしてみると、森林の整備ということが大きな目標としてあって、一方では、利用に当たっての国産材振興というのがきちんと据えられています。それらは一体なぜ実現できなかったかということで、幾つか個々にわたって書いてあります。私が読む限りでは、やはり林業が活性化していない、上手に仕組みられていない、言葉では依然として「遅れた構造改革」という言葉が出てきます。これが原因なんだということを繰り返し、繰り返し、実はこの中でも言っています。

翻って、先ほどの政策をどういうふうに整理をしてきたかというところでも、森林の整備を

行う、あるいは消費者と上手に結びついていく、多様なニーズを受けとめていくんだと、それにも林業は大事であり、「林業は」「林業は」という言葉が何回も何回も実は出てきています。平成9年の林政審もそうですし、11年の基本問題検討についてもそうです。ところが「林業は」でとどまっているのです。その内容については触れられておりません。相変わらず、今回もやはり林業が活性化しないところが問題だと、ここでとどまっていまして、具体化のところでは、二、三実は指摘はあるのですが、では、それに向けての対策なり、今後に向けてこういうことをやっていきたいんだということが具体的に出てきているかということ、残念ながら出てきていないというのが大変大きなところだというふうに私は思います。

それをさらに考えてみますと、9年のときも、11年のときも、地方に大変大きな期待をかけております。「地域」と「地方」という言葉がいっぱい出てまいります。一方では「林業」と「資源」という言葉です。これらの課題を実現していくある政策のトレーガーというか、担い手というのは一体どこなんだろうというふうに考えますと、いろいろな需要、ニーズがあるので、それはいろいろな人に拡散しているんですと、こういう置き方のように見えます。しかし、本当にそれでいいのだろうかということが私の大きな疑問です。

政策は変更した、皆さんがいろいろなことを言うので、それに対応しますと。今お話のように、ボランティアの人、あるいは市民一人一人もいろいろな方々がいますから、全部それらが担い手なんですと。これはある面ではそうかなとも思うのですが、本当に森林をきちんと整備をし、消費者との結びつきを強固に、ここの言葉で言うところ「攻めの林政」という部分にかかわって言えば、そういう拡散した状態で本当にいいのかということが大変大きな疑問です。

政策を転換した、方法論も変えた。そのときの基軸になる担い手の部分というのは一体どこなのか。読む限りでは、地域だとか、あるいはそうではないところに置いているように思うのですが、それが明確ではないところに何か一つ問題があるのではないかと。それは今日の置き方を見ても、真ん中で遠慮がちに置いている2-1の図を見ても、「林業の持続的かつ健全な発展に関する施策」、この部分が遠慮がちに置かれているのですが、すべてはここが大事なということをもどこの項目でも言っているにもかかわらず、この中身が明確に出ていない。それは地域に期待すると言いながら、そこに期待することの具体的な中身と施策で、ここは応援したいから、これをつくれということが何か全体像ともかかわってもう一つ強烈な軸とかがないような気がして仕方がありません。

これは全体にかかわることですから、後ほどでも結構ですが、どこで問題提起をしたらいいのかということをもちょっと迷っておりまして、これ以降のところでもなかなか言いづらいと思

ったので、ぜひ今回議論いただければ幸いだと思っております。

○木平会長 ありがとうございます。この場で発言していただくのが一番適切だと思います。それについては、ご意見の趣旨は十分わかりましたので、一応意見を賜ったということにさせていただきます。

それでは、簡潔にお願いいたします。

○辻次長 今の岡田委員のお話でございますけれども、「林業・木材産業の再生」という色刷りのペーパーをご覧になっていただきたいと思います。これは木材の安定供給という部分もありますけれども、もう一つは、やはり森林整備あるいは林業というところにかかわってきているわけでありまして、今の木材価格で林業はそれなりにやっていけるというためには、やはりロットをまとめなければいけない。そのロットをまとめるのは誰かというのが一番上に書いてあります「森林組合等」、この「等」は、森林組合が弱いところは素材生産業者の協同組合みたいなところをお願いしようかということです。そして、その下の「民有林・国有林を通じた」というのは、今までは民有林、国有林と縦割りでやっていたわけですが、それですと量がまとまらない。したがって、同じ土俵でやっていこうということです。

もう一つ、例えば今の原木市場等の欠点というのは需給調整をやられていないわけです。川下で、例えば需要が細っているという状況でありながら、川上に向かって「少し伐るのを控えたかどうか」といったようなシグナルを発信していないわけです。したがって、そういう需給調整みたいなものをこのシステムを使ってやっていけないか。いわゆる川下の需要が細ってきたら、川上の伐採量は少し減らす。あるいは需要が増大してきたら伐採量を増やす、こういった調整をやるような情報、それぞれの情報を集めて、そして、そういう中継ぎというか、代理店をやるようなコーディネーターを育成しようと思っているわけでありまして。少なくとも川上のところについては、基本的には森林組合に頑張ってもらいたい。もちろん、例えば林経協だとか、そういう大規模な森林所有者は自らやるかもしれませんが、小規模な森林所有者については、自分でやるというのは今の状況の中ではなかなか難しいだろうと思っております。このペーパーでは、そういうところを森林組合に取りまとめていただきたいと思いますと考えております。

○木平会長 それでは、岡田委員の方から、要点だけお願いします。

○岡田委員 今のお話は大変よくわかりますが、今度基本計画のレベルに落としたときに、もう少し具体的なものが多分必要なのだろうと思っております。例えば11年のペーパーでも、実は我が国林政の中における素材生産業の位置づけを今後は明確化させた上で、マーケットとの

論議をきちんと具体化しますということを言っています。ところが、それが何とも出てきません。「素材生産の協業」という言葉は出てくるのですけれども、具体的にどうするのか。地域性があるのではないかとした場合に、「地域に頼みます」、「地域が担い手です」みたいな言い方をするのですが、では、この地域ではこういう素材生産のあり方、ないしはそれを担う事業体の姿はこういうふうにしていきたいと思いますという、ある具体性を持ったものがないと、やはり計画としては、お話はあるけれども、では目標に対してどのくらい進んだのかという、そこでの検証のときには相変わらず「検証以前のレベルですね」ととどまると思います。ここの問題はやはりある意味で欲しいということです。

○木平会長 それでは、古河委員の方からお願いします。

○古河委員 林経協のお話が出たので一言だけ言わせていただきますけれども、私は、とにかく終始一貫、日本の林業を再生しない限り、日本の森林を守って、山村を活性化して、3.9%を確保することはできないのではないかと考えております。一番は民間の活力をもっと活性化するような、インセンティブ効果があるような案を織り込んでいただきたいということで、今までにもいろいろ具体案を出しているのですが、なかなかそれが受け入れられないというのが現状です。

もう一つは、財源の問題がそこに出てきますから、この財源の問題も、環境税で2,000億とか、そういう金額をおっしゃいますけれども、この使途も今後この計画に織り込むような形で、そういうことができるのかできないのかわかりませんが、ちょっと難しいと思いますけれども、そういった財源の問題、使途、それから再生に対する計画、もう少し具体的にスケジューリングされたものをつくっていただければありがたいと考えております。

○木平会長 それでは、林業の活性化の内容を明確化することについては、ここで問題提起があったということで一応まとめさせていただきたいと思います。

次に、浅野委員、どうぞ。

○浅野委員 専門のところばかりが目についてしまいまして、枝葉のことなのかもわからないのですけれども、私は今別のところでバリアフリー新法の審議をやらせていただいているのですが、今まではいろいろな文章の中に「高齢者、障害者等の利用」というワードは必ず入っていたような気がするのですが、今回それが見当たらないのです。もちろんこれがそれを言っているんだろうと思う文言のところはたくさんありますが、先ほどNPOのことも出ておりましたが、これだけ一般の利用者の多様なニーズに応えるというふうなことを書いている場合は、どこかで一言そういうことをお書きになっていた方がやはりいいのではないかと思います、

ちょっとお願いしたいと思います。

○木平会長 ぜひお願いしたいと思います。

それでは、青山委員、どうぞ。

○青山委員 私はちょっと精神論になるかもしれませんが、この基本的な方針の基本的な視点というところで、「新たな動きを踏まえた攻めの林政の展開」ということで、ぜひ攻めの姿勢で展開をしていただきたいと思います。その際に、国内の動きを踏まえることもさることながら、やはり国際的な木材とか森林をめぐる情勢を踏まえて計画的に展開していくという姿勢を表明していただけたらと思っております。

それは大きいペーパーの「林業・木材産業の再生」というところで、「外材の将来的な供給不安が指摘される一方」、これは「指摘される中」でもいいのかなと思いますけれども、「一部地域において」云々ということで、国産材利用の機運が高まってきたというご説明があったと思います。この機運が高まってきている背景の一つは、まさに国内での国産材利用の積極的な取組の成果もあるかと思いますが、やはり国際情勢で、木材が南洋材とか違法伐採の問題などもあり、将来的に不安があるという商社とか木材関係者の人たちの敏感な動きの反映ではないかと思っております。そういった情勢も踏まえながら、こうした「攻めの林政の展開」というところにつなげていっていただけたらいいのではないかと思いますのが1点です。

それから、「林業・木材産業の再生」ということで、私も国民の森への応援団というのも非常に重要で、力を入れておりますが、どなたかもおっしゃってございましたけれども、やはり森を守るのは林業とかプロの力が欠かせないということで、それを一般に普及させていくためには、安定供給のこうしたさまざまな取組が不可欠だと思っております。先日、熊本でいろいろな関係の皆様方のご意見を伺ったときに、こういった合理化とか効率化の流れはもうやむを得ないというのか、これはやらなければいけないと思いつつ、長年山を守り、いい木を育てるために、ある方は「林業スピリット」とおっしゃっていたと思うのですが、山を守り、木を育てることへの何とも言えない思いみたいなものをひしひしと感じました。そういった方たちの思いや、今までのご苦勞が報われるような形にぜひしていただきたいと思います。

こういう効率化のところでは、「B材」とか「C材」とここに書いてありますけれども、そういったものがいかにお金になっていくかということの流れだと思うのですが、やはり関係者の方の中には、今まで大事に育ててきたいい木も、全部流れの中に行かなければいけないんだというような誤解もまだまだあるように私は感じられまして、そこをうまく分けながら、ぜひ効率化と、そういった山にかかる、本当に熱意あふれる人たちが報われるような、そういった林

業の世界をつくっていただきたいと思います。

○魚津委員 1－1とか1－2とかに書いてある中で、私は市町村しか見ません。そこで1－1で公的な関与に関する森林整備の促進とか、その下に市町村による促進、それから1－2の2枚目の「多様で健全な森林への誘導」の右側に「公的関与による森林整備」と書いてあります。実は、皆さん方もご案内だと思いますが、今日本の国は地方交付税をカットしようとなんとなく向かっているのではないかという気がしまして、この5月31日に地方六団体が「地方自治の危機総決起大会」をやりました。内閣総理大臣に意見書を出すというのは12年ぶりだそうです。実は明日出されるそうでもあります。それが一つです。

もう一つは、皆さん方もご存じかと思いますが、今三位一体改革の第1期改革が16、17、18で一応4兆円の3兆円という数字が出たのです。しかし、19、20、21という第2期改革については全く先が見えていないのです。そこで、実は国は集中改革プラン、つまり職員の定数削減、言葉としては定員管理の適正化計画を平成21年度まで、今年度中に出せという指示が出てきたのです。そこで私の気にしているのは、ここに市町村が一生懸命頑張れと書いてあるのですが、頑張りたいなと思うのですが、人も減らさなければいかん、お金も来ん、なかなか頑張りがいかなと、そう思っているのです。

そこで、1－1と1－2を見る限り、森林組合みたいな名前があまり表に出てこないのですが、森林組合というのはまだまだ存続するんでしょう。そうすると、市町村よりも、森林組合があつて市町村というふうに書いていただくと精神的に楽になるかなと思っております。

もう一つは、2－2の7ページ、これはちょっと気になったのでお聞きします。「公的な関与に関する森林整備の促進」の右側のポツの二つ目、「公的機関が森林所有者と森林を共同で管理経営していく新たな手法の検討」、この「新たな手法の検討」というのは今の段階でどんなことを考えておられるのですか。よろしくお願いいたします。

○木平会長 それでは、前半の方はお答えいただかなくても結構ですが、最後のところの「新たな」というのは何か具体的なことがあれば、お願いいたします。

○古久保整備課長 整備課長でございます。

これまで森林整備を進めていく上で、公的にいろいろ働きかけているわけですが、最も一般的な手法は、私有林の場合には補助事業として経費を一部負担させていただく。その結果、森林整備による便益といいますか、それを社会全体としても享受させていただくという形であります。

もう一つは、分収造林というのを従来林業公社などでやってこられました。これは共同で管

理をしていく。所有者の方は土地を提供していただき、それに対して公的機関がその経費を負担して、それで育てていく森林については共有して、所有者の方は森林整備のために自分はお金を出さないわけですが、公的機関の支出を得て共同で森林を整備していく、こういう形であります。これが硬直的な制度であるということもあってなかなか苦労してり、公社造林などについていろいろ対策を講じていることは1回目の審議会でもご説明を申し上げました。

今回、検討してまいりたいと考えている内容についてですが、基本的な発想として、今、森林整備補助事業だけではどうしても自己負担というのを支出していただかなければいけない。一方で、森林所有者の方はなかなか経費を出しがたいという部分があるわけでありまして、そういうときに、その部分について公的な原資が提供できれば、そのかわり所有者の方には立木の持ち分を公的部分に少し譲っていただく。一部公的に経費を負担するかわりに、立木を共有化していくといったやり方、それを今までの分収方式ではなくて、もう少し柔軟なやり方というのが検討し得るのではないかとということで、今下勉強をしているところでございます。そういったことを今後検討していきたいと思っております。

○木平会長 ありがとうございます。

それでは、最後に、惠委員、お願いします。

○惠委員 最後に初歩的なことですが、いまだに木を伐ることはよくないことだという価値観といたしますか、木を伐って、どうして森が守れるのか、そここのところの理屈が伝わらない大多数の人々というのがいるという前提で情報のつくり方を工夫する必要があるのではないかとということが第1点です。その説明が、京都議定書で3.9%を森林が担うというような言い方をすると割合に入りやすくて、「林業」がという入り口から行くとどうもよくわからない人たちも、地球規模の問題からという、「ああ、なるほど」ということで聞く耳を開いてくれるのではないかと思います。そういう入り口の情報として出しやすいものは何かという検討が非常に重要だということが一つです。

それに連動してマーケットの拡大ですが、それはむしろ木のことをよく知っている側から需要を提案するという部分が、需要者に対してこういう木づかいの部分提案するというのもう少し表に出して、木を伐るという話の次に、伐った木は使うというストーリーにつなげていけると思います。その中の相手に、「国民は」だけではなくて、公共的事業の部分で木を使える受け皿、そちらのメニューというのを出せないでしょうかということを二つ目に思いました。

そのときに、もし民間でしたら、使ったらインセンティブがあるようにという仕組みが次に

出るのですが、公共的事業に使ったらいろいろなカウントをしていくとか、そういう国の中での仕組みというの、省庁間を横断して仕組みとして要るのではないかと。小中学校に木を使って木質化してというのを文部科学省に言ったりするのもその一つだと思います。

三つ目は、輸出する材の説明のところで、木材として輸出する書き方が、1－1の9ページに「木材輸出に対する戦略が不十分」と書かれているのですが、この間、熊本で見学をさせていただいたときに、いろいろな材を合板としてつくって、その意味では、もう材というよりは製品として輸出するという方がよいのではないかと。こちらの国内の産業自体も立ち上げやすいし、伐って出すというだけではなくて、そこからまた合板にしていくような部分というのも育成対象にならないかなという気がしましたので、研究していただけたらと思います。要するに、バイオマスプラス今度は材としての新しい強度とか、そういうことが求められているのではないかと思います。感想です。

○木平会長 どうもありがとうございました。基本的なことについてのご意見をたくさんいただきました。実はこの後かなり各論に入っていくのですが、そこでの理解がより深まったのではないかと思います。

私も最後に一つだけ意見を言いたいのですが、やはり多様で健全な森林への誘導、今これは最も重要課題だと思います。そこで、大きな紙に誘導していくための条件整備、そして、今それを選択する重要な時期だということで五つの絵が描かれたわけです。これは今まで複層林だか、長伐期だとか、そういう言葉で書かれたものに対して目で見せていただいて非常によくわかって、「あ、こういうものを将来ねらうのか」ということで大変わかりやすいということでありたいと思います。

これを見てもみたら、スケールが違うのです。一番上の針広混交林及び広葉樹林、これは大体30ヘクタールぐらいの大きさではないかと思うわけです。これくらいありますと、森林というか、いろいろな様子がわかるのですが、後の方はせいぜい1ヘクタール以下、0.5ヘクタールぐらいの、いわゆる林分の問題だと思うわけです。やはり多様な森林というのは林分の問題ではなくてもっと広い問題ではないかということで、実際の山ではそれぞれの形のものいろいろ混じり合って、そして一つの生態系をつくっていくのではないかと。これをどのようにそれぞれの場所で組み合わせていくのか、この辺についても方針を明確にいただければ大変よくわかるようになるのではないかと思います。

以上です。

それでは、今日いただきましたご意見は後日基本計画の素案の作成段階で検討するように、

事務局にお願いするということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○木平会長 ありがとうございました。

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、次に、基本計画に掲げる目標の考え方につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○岡田企画課長 それでは、資料3の「次期基本計画に掲げる目標の考え方について」をご覧くださいと思います。

目標自体につきましては具体的な数字でお示しをする考えでございます。数字につきましては次回の審議会にご提示してご審議いただきたいと思っております、今回は設定の考え方についてご議論をいただきたいと思っております。

資料3の1ページ目ですが、基本計画の目標の位置づけです。基本法に基づきまして、それぞれ森林整備なり木材、林産物の消費に関する指針として、「森林の有する多面的機能の発揮」と「林産物の供給及び利用」の目標を提示しまして、その際、取組の進捗状況を総合的かつ客観的に評価できるように数値目標を示すということになっているわけでございます。

まず、2ページでは「森林の有する多面的機能の発揮に関する目標」の考え方についてまとめたものです。これは重視すべき機能に応じて、森林3区分ごとに、望ましい森林の姿を記述した上で、誘導の考え方を記載いたしまして、その実現に向けた望ましい森林の状態として、3区分ごとの面積、蓄積、成長量について、10年後、20年後を目標として設定するということにいたしたいと思っております。

3ページは、今申し上げたことをより詳しく文章であらわしております。

4ページでは、「望ましい森林の姿とその誘導の考え方」について、3機能区分ごとに施業法別にまとめております。「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「森林の循環利用林」という区分ごとにまとめております。

5ページでは、「森林施業の具体的な考え方」についてまとめておりますが、ここでの具体的な考え方は概ね現行計画と同様の考え方といたしております。

6ページですが、今回の基本計画における考え方をお示ししております。「現行の考え方」、「計画策定後の推移」というふうに並べております。現行計画では、指向状態についてマクロに推計した3区分ごとの面積をベースに、傾斜や林地の生産力などの因子によりまして、施業方法別の面積を40年～60年の誘導期間を持って設定しております。育成単層林から育成複層林

への積極的な誘導を指向したところですが、その実績自体はまだ低位となっているというところでございます。

新たな基本計画では、目標の設定の考え方は、現行計画を踏襲しつつも、指向状態につきましては、市町村森林整備計画等により属地的に定められました3区分ごとの現況の面積をベースとした上で、育成複層林につきましては、公益的機能の発揮に支障のない範囲で長伐期施業を推進しつつ、モザイク状の森林配置を指向していくということ。それから、林地生産力の低い森林や生物多様性の保全等に配慮すべき森林は、広葉樹林化等を含む育成複層林へ誘導していくというように見直すことを考えております。

育成単層林から複層林への誘導につきましては、天然更新等の技術の体系的な普及・定着、主伐時の収入の確保等を考慮しまして、当面、間伐を計画的に推進し、徐々にペースの上昇を見込むというふうに考えております。

誘導期間につきましては、立木の成長が衰え、抜き伐り後に林冠が閉鎖しなくなる以前までに行う必要があるため、今後植栽する森林の育成複層林への移行も考慮して、100年に設定してはどうかと考えております。

7ページは数値目標の様式のイメージでございまして、形は現行計画と同じですが、目標年次は平成27年、37年といたしております。次回はここに数字を入れてお示しをしたいと考えております。

8ページは「林産物の供給及び利用に関する目標」です。基本的な考え方につきましては、現行の計画と同様に、望ましい森林の整備が行われた場合に出てくる木材につきまして、諸課題が解決された場合に、実現可能な10年後の供給量と、製材、パルプ・チップ、合板等の用途別の利用量を記載するというようにいたしております。

9ページに木材の供給量の算出の考え方を示しております。施業可能な森林の範囲、近年の伐採性向などをもとに施業対象面積を設定いたしまして、将来に向け、この施業対象地が路網の延長等により拡大することを見込み、育成複層林への移行に必要な抜き伐りや長伐期化に係る高齢級での間伐を計画的に行うということで算出してはどうかと考えております。

10ページは木材の利用量の算出の考え方です。供給される木材の内容、すなわち人工林、天然林別とか、主伐、間伐別、あるいは径級別の出材状況をもとに算出して、さらに品目別の出材量をもとにして用途別の利用の考え方、施策の方向、木材総需要量の見通しを勘案して算出してはいかがかというふうに考えております。

11ページに、林産物の目標について、現行計画との違いを整理したものをお出ししております。

す。目標設定の考え方は現行計画を踏襲することにいたしておりますけれども、供給量については、間伐については長伐期施業、育成複層林への移行時期を考慮し、伐採モデルを設定して算出するとともに、育成複層林への移行を概ね100年後までに行うということにいたしまして、高齢級間伐の計画的な実施を見込むということが主な変更点でございます。利用量につきましては、用途別の利用は、出てくる材の品質と関係が高いことから、品質別の出材量を算出したしまして、これを用途別に配分していくというふうに考えておりまして、その結果を12ページのような様式のイメージの中に落とし込んでいきたいと思っております。次回、ここに数字を入れてお示しさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○木平会長 ありがとうございます。このように目標値をつくる、その考え方についてご説明をいただきました。

ご質問あるいはご意見があれば伺います。

それでは、池淵委員、お願いいたします。

○池淵委員 目標なり、到達ということでいい方法だろうと思います。「森林の有する多面的機能に関する目標」のところに平成17年、27年、37年とありまして、参考に「指向する森林の状態」とありますが、これは相当長期の、先ほどおっしゃった100年とか、そういう姿、スパイラル的な意味合いで到達する過程として目標とする森林の状態というのが27年、37年、こういうような位置づけとして理解すればいいんですよね。そうすると、指向する森林の状態というのは、描ける姿というのは考えて、こういう形のものも描いてもらえるということですか。というのは、大きくりの日本全体として、水土保持林がこういって、この統計値はわかるのですが、それぞれの地域においてこういった形のもので分配される形で描けるような、そういうテーブルも含めて、「森林の有する多面的機能に関する目標」のテーブルというか、そういう形も出てくるというふうに理解すればよろしいですか。

国民から見れば、内部情動的なものとしてしか見えない形ではなくて、開かれたということになってくると、もっと関心のある地域なり、先ほどおっしゃった市町村とか、いわゆる整備計画に描いておられる形のものでここに張りついて、この目標とあわせて、そういうタイムスケジュールも含めて数値として出される、そういう形のもので出てくるというふうに考えてよろしいですね。

○木平会長 それでは、今のご質問に対してお願いいたします。

○沼田計画課長 「森林の有する多面的機能に関する目標」のところですが、今の計画もこの

フォーマットでつくっております。指向する森林の状態と申しますのは、育成複層林なり育成単層林なりについて将来的、例えば40～50年先という場合や、100年先という場合を一つの指向する状態と私どもなりに考えて、その時点で区分ごとの内容をどのように持っていったらいいかということを考えております。ただ、ここでは参考としてお示しをさせていただいていると考えております。

現実問題といたしましては、今、市町村レベルまで水土保全林、共生林、循環利用林に、民有林、国有林とも区分されておりますので、その現状をベースにこれからどうやっていったらいいかということを考えながら、数値を出していきたいと思っております。

○木平会長 そうすると、指向する森林の状態というのは、数値ではなくて状態を記述することですか。

○沼田計画課長 数値でございます。

○木平会長 ちょっとわかりにくいのですけれども。

もう一つは、池淵委員のご質問は、こういうトータルな統計量の内訳として、所在場所付きの情報を公開するのかどうか、あるいはお持ちなのかどうか、こういうご質問ですけれども、いかがですか。

○沼田計画課長 現時点におきまして、いわゆる国、県、市町村というレベルでそれぞれ森林計画がありまして、3区分の森林がどういったところに配置しているかという内容については、すべて公開対象ということになります。

○池淵委員 最近、河川の方でも基本方針があつて、住民とか参加とか、アクセスなり、関心の度合いにもよるのですけれども、こういう数字だけのマクロなものだけではなくに、もう少しユニットの小さいものに対しても、先ほどおっしゃった目標等々が公開という形で出るということですね。

○沼田計画課長 いわゆる公開対象の情報として取り扱っているということでございます。

○木平会長 それでは、加倉井委員、どうぞ。

○加倉井委員 モノの部分の計画としてこういうものが必要で、出されたということは、それはそれでいいのですが、モノの計画だけ見ているとどうしても不満が出まして、それはこのモノの部分をヒトから見るとどうなるかということです。つまり担い手がどういうふうになるのか、100万以上の所得のある林業従事者がどのくらいになるとか、そういう裏側の部分、モノの生産量の部分の裏側のヒトの育て方の部分、そういうものがぜひ欲しくなるのです、このモノだけ見ていると。何が木材生産量だと、木材生産量がどうなったから、それだけですべてが

評価できるのかということそうではないと思うのです。これはこれでいいのですが、やはりヒトで林業を見るという考え方がないとまずいので、裏側でそれをぜひやっていただけたらと思います。林業経営者が幾ら増えましたよ、所得幾らの人がこんなに増えましたよ、減っているのもしれませんけれども、そういうモノの見方がなければいけないと思うわけです。

大体基本的に問題意識をはっきり出した方がいいと思うのです。構造改革がどのくらい進んでいるかということを前提にして、この木材生産量がどうなる、ヒトがどうなるみたいな考え方をしなければいけない。林業放棄者が具体的にどのくらいいる、それがどういうふうに戻ってきたとか、そういうヒトの流れも一緒に考えて、ここでやらなくても、どこかでやっていただきたいと思います。

○木平会長 ありがとうございます。

それでは、恵委員、山根委員、お願いいたします。

○山根委員 「住生活基本法」というのは成立したのですか。（「しました」の声あり）その中で、木材の活用及び地域の振興、あるいは伝統技術の継承とかが国の責務として大きくうたわれております。そうしますと、それはこの後ろ側、木を伐り出して、製材して、その後ろに住宅政策があるということであろうと思いますが、そこがつながるようなイメージがあると思います。「住生活基本法」というのは、我々木材業等から見ますと、天下を取ったような法律だと思って喜んでおりますが、国の責務が木材の活用をはっきりうたっている、あるいは地方、地域というものをうたった、あるいは伝統技術の継承をうたったという3点において非常に大きな変革だなどと思っております。今までは住宅の供給、住宅会社とか、さまざまそんな視点があったのですが、その大きな視点の変更があったということ、それが新しい「住生活基本法」だということをとらえる必要があるのではないかと思っております。

○木平会長 どうもありがとうございました。

それでは次に、恵委員の方からお願いします。

○恵委員 3.9%の達成についてとのかかわりですが、先ほどの1－1の2ページの真ん中の下段には「現行の整備水準では3.9%の目標達成が困難なおそれ」という記述があります。今回の計画目標が変更になったときに、資料3の6ページの一番下の「変更計画の考え方」で、二つ目の「●」の下で「林地生産力の低い森林や生物多様性の保全等に配慮すべき森林は、広葉樹林化を含む育成複層林へ誘導」と書かれていまして、これは3.9%にカウントしてもらえる森林という意味で理解をしてよろしいのですか、というのが1点目です。

では、その場合に、目標が達成できなかったという先ほどの資料1－1の記述は、今後も

「しかし、無理なのだ」ということが入ってしまうのかどうなのかということを知りたいわけです。

今の資料3の6ページのすぐ上に、「計画策定後の推移」で「林業生産活動の停滞等による手入れ不足の森林の増大が懸念」という中で、林家の施業に対する意向が、平成15年は「主伐する考えはない」とか、「間伐する考えはない」ということでしたが、この意向調査というのは、それ以後もっと別な動きがあるのかどうか。要するに、3.9%は達成できないのか、あるいは2点何パーセントなのかというところがもし表に出たら、もう少し頑張らなければいけないのは林家だけではなくて、国全体のいろいろな場面ではないかということが打ち出せると思うのです。ですから、そういう数なのでしょうか、どうでしょうかということをお尋ねしたいと思います。

○木平会長 ありがとうございます。育成複層林は3.9%の対象に入れるのかどうかということと、3.9%がこの計画では実現できるのか、できないのかというご質問です。

○沼田計画課長 育成複層林でございますけれども、まず、森林の吸収源として3.9%をカウントできるものといいますのは、いわゆる適切な手入れがされた人工林・育成林、それときちんとした規制なり保全が図られている天然生林と、大きく二つに分かれると考えております。

最初の、いわゆる適切に手入れがなされた育成林の中に、当然のことながら、広葉樹林化を含む育成複層林といったものも入ってくると考えております。例えば単層状態の森林であって、それを将来広葉樹林化するために抜き伐りをしていくこともあるわけですが、森林としては手が入っている状態であって、そこにおける吸収量はカウントできるだろうと考えております。

2点目の、では、今回の基本計画におきまして3.9%がきちんと達成できるのかということでございますが、京都議定書が去年発効いたしまして、その目標達成計画を去年の4月に閣議決定しております。その中で森林吸収源によって3.9%の達成を図るとしてありますので、今回の森林・林業基本計画につきましても、国の計画でございますので、3.9%の目標が達成できるような内容を含んだ計画にしていきたいと考えております。ただ、私どもとしては、今の森林整備水準でいきますとまだまだ足りない、十分ではないという自覚を持っておりますので、いろいろな予算も含めて今後鋭意努力していきたいと考えているところでございます。

○木平会長 ありがとうございます。

それでは、この考え方についてはこの辺で終わりにしまして、次に「森林の多面的機能の発揮及び木材の供給・利用に関するシナリオ」ということで、前々回ですか、シナリオというも

のの提示が必要だというご意見がありましたので、そのシナリオと、これまでの審議における主な意見について事務局からご説明をお願いいたします。

○岡田企画課長 資料4の「森林の多面的機能の発揮及び木材の供給・利用に関するシナリオ」をご覧いただきたいと思います。会長からご紹介がありまして、前々回のご指摘を受けて整理したものでありまして、幾つかのシナリオ、かなり極端な場合も入れてつくったものでございます。

ケース1のように、森林所有者あるいは林業・木材関係者の自発的な意思に完全に任せるとなった場合には、森林整備の遅れや、林業生産活動の低下などが想定されます。

ケース2のように、従来どおりの伐期で皆伐を推進するということにいたしますと、供給過剰による木材価格の下落の事態、あるいはそれによります皆伐跡地の放棄ということで、持続的な林業経営にも支障が生ずるのではないかとということを想定いたしております。

ケース3のように、今度伐採を規制いたしますということになりますと、生産活動が低下して、結局、国産材供給量が極端に減少するという事態も想定されるということでありまして、いずれの場合も最終的には森林の公益機能の発揮に支障といった影響が出てくるのではないかと考えられるわけでございます。

ケース4は、現在ご審議いただいている方向で、多様な森林整備と林業・木材産業の再生を推進する場合でありまして、森林の健全性の確保、林業・木材産業の振興を一体として目指すケースであるということでお示しをさせていただいております。

続きまして、資料5「これまでの審議における主な意見」です。1枚目と2枚目は1回目から3回目の審議においていただいた意見につきまして、「総論」、「森林整備・保全」、「林業・木材産業」の項目ごとにまとめたものでございます。大変多くの意見をいただいておりますので、できる限りわかりやすく、あるいは簡潔にということにしておりますので、書き方として短くなっておりますので、それでご理解をいただきたいと思います。

3枚目の別紙1及び4枚目の別紙2は、第4回の有識者ヒアリングでのご発言、現地視察の概要を整理したものでございます。

以上でございます。

○木平会長 ありがとうございます。

これについて委員の方からご意見があればお伺いいたします。

惠委員、どうぞ。

○惠委員 嫌味ではなくて、シナリオは、現在は何のシナリオなのでしょう。

○木平会長 現在は4です。

○恵委員 理想も4のシナリオでいくという解釈でよろしいですか。

○岡田企画課長 そうです。

○木平会長 そういう趣旨です。

これまでの審議においていただいた主な意見、今日出てきた意見ともかなりの部分で重なるところがあるのですが、これをすべて網羅的に入れるということは不可能ですが、こういう各委員の意見、あるいは公聴会、現場でのご意見といったものを新しい計画の中に盛り込んだ次の素案をつくっていただくようお願いしたいと思います。

このシナリオ及びこれまでの意見に関してつけ加えることがございますか。

それでは、今日はまだ幾つか用意していただいている案件がございますので、これはここまでにしたいと思います。

それでは、その他という項目になっておりますが、実は基本計画の見直しに当たって非常に重要な事項が並んでおります。今日は「望ましい作業システムの考え方」、それから「今後の木材産業や木材利用のあり方」について資料を用意していただきましたので、ご説明をお願いいたします。

○笹岡研究・保全課長 私の方から、資料6をご説明申し上げたいと思います。今の議論の中で、低コスト化あるいは効率化等をどのように追求していくかという課題がございますが、それに対する作業システムの考え方ということでご説明をさせていただきたいと思います。

資料をお開きいただく前に5ページを見ていただきますと、これからお話しする作業システムとはどういうものか、それから、ここに出てまいります高性能林業機械といっているものはどういうものかということをお示ししておりますので、適宜ご参照いただきながらお聞きいただければと思います。

それでは、1ページです。高性能林業機械を活用した作業システムの現状についてまとめております。平成16年度末の高性能林業機械の台数は平成12年度の1.2倍となっております。左側のグラフと表ですが、しかし、その稼働率を見ますと、半分程度以下、一番多くて56%ということでございます。また、素材生産工程にこうした機械を1機種以上用いた生産量の割合は、年々増えてはおりますが、まだ3割弱にとどまる状況でございます。

また、機械の搬入や効率的な使用に必要な林道や作業道の整備状況は、右側のグラフですが、諸外国に比べてまだまだ低い状況です。そのために諸外国と比べて素材生産のコストも高い状況ということでございます。

次に2ページですが、それでは、効率的な作業システムの要件とはどういうものかということについて申し上げます。素材生産の作業で機械を導入することにより能率を高めることができるわけですが、機械がかなり高うございますので、機械の能力を最大限発揮させることが必要になってまいります。生産性に影響を与える因子としましては、地形、傾斜ですとか、集材距離、あるいは機能、大きさ、密度などの資源状況のほかに、機械の組み合わせやオペレーターの技能という因子も関係してまいります。ここでは一番鍵を握ります集材距離の長短について左側の表に書いてあります。集材距離によって使用する機械や労働生産性が変わってくるということを示しております、四角で囲ったものが、それぞれの集材距離のカテゴリーの中で一番能率のよい機械ということになるかと思います。

右側の方では、では、そのようなものをどういうふうに使っていくかということモデル的に示しております。上の方はスイングヤーダという架線系の高性能林業機械です。これで列状間伐でやるという例をモデルとして示しております。

下の方は、これは九州の方でご覧いただいたかもしれませんが、新たに開発されたロングリーチハーベスタという腕の長いハーベスタによる集材です。この場合は、上の方に比べますとより高密度な路網が必要になってくるわけですが、その路網から直接腕で伐倒、集材ができるという仕組みでございます。

3ページです。それでは、具体的にそういうものを使ってどういうふうに行っているかという例を示しております。左に二つ写真がありますけれども、上の写真は京都府の日吉町森林組合です。高性能車両系の機械でありますフォワーダが走行可能な路網を、ヘクタール当たり100m～200m整備いたしまして、伐倒した木を作業路上のハーベスタで直接引っ張り造材して、フォワーダあるいはトラックで運び出すというシステムでございます。

下の写真はスイングヤーダという架線系の機械を活用している高知県の香美森林組合の事例です。これはトラックが通行可能な路網をヘクタール当たり50m程度整備いたしまして、そこからスイングヤーダとプロセッサにより集材・造材を行い、運び出すというシステムでございます。

こうした林業事業者等の作業システムの調査分析などを行いますとともに、先ほどのロングリーチハーベスタなどの新しい機械を取り入れることも考えながら、低コスト、効率的な作業システムのモデルを整備すべきものと考えております。また、それを現地に普及・定着させるために、採算性、生産性、あるいは林地の保全や安全性への影響等を現地実証したり、路網開設のオペレーターや低コスト作業システムを展開できる人材の養成などを推進していくことが

必要であると考えております。

最後に4ページですが、私どもで考えております望ましい作業システムのイメージということとでまとめさせていただきました。これまでのご説明のとおり、作業システムの検討におきましては、傾斜や集材距離、すなわち路網の密度等によりまして集材機械を選択することが大事になってまいります。急傾斜地では、平均集材距離が25m未満の高い路網密度ですと、道端から直接伐採、集材が可能になりますので、ハーベスタですとかグラップルを活用した作業システムが効率的と考えます。また、平均集材距離が100m未満、もう少し長くなってまいりますと、短距離で急傾斜地の集材に適するスイングヤーダ、架線系のものを活用した作業システム、また、200m未満というところになりますと、タワーヤーダという背の高い架線系の機械を活用した作業システムが効率的と考えております。

なお、緩傾斜地でありましたら、路網をかなり整備いたしまして、ハーベスタですとかフォワーダという、車で走り回るような林業機械による作業が効率的というふうに考えられます。

以上でございます。

○木平会長 それでは、木材課長の方から、「今後の木材産業や木材利用のあり方」について、続けて説明をお願いいたします。

○河野木材課長 資料7に基づいてご説明します。

まず、1ページ、素材生産ですけれども、素材生産規模の事業体数の推移というのが表にあります。見ていただきたいのは、2005年の素材生産量の中の経営体の規模に占める割合です。2000年のときに、例えば5,000m³以上が58%のものが、2005年には65%と、小さいところが少なくなって規模の大きいところの占める割合が多くなった。ただ、先ほども言いましたけれども、この数字、全部は使えないのですけれども、数的には小さいところを中心にトータルとしても減ってきている。そういう意味では、上にありますように、森林所有者と木材加工事業体との連携など、担い手である素材生産体制の改革を推進する必要があるがございます。

右下に書いてありますのは岩手の素材流通協同組合です。これは単なる素材生産だけではなくて、川下の需要者といいますか、合板工場等との間の数量等のコーディネート役を果している。こういう新たな動きも出始めているというものでございます。

2ページが原木流通の関係です。これは統計の関係で平成13年ということで非常に古いものになっております。調査は近くやるのですが、そういう意味では数字が若干古くなっているということを頭に置いていただければと思います。ただ、原木の流れ、この当時のものとしては、約5割が製材工場への直送、約5割が原木市場を経由しております。今後につきましては、直

送がこれ以上に増えていくだろうという予測はあるのですが、原木流通の段階でいえば、集荷・選別機能を今まで以上に強化することが重要である。もう一つは、コストを安くするためには、やはり直送が可能な場合にはこれを一層促進していく必要があるということでございます。それから、計画的に原木等を確保していく必要があるということでございます。

一番下ですが、熊本の木材市場では、素材生産業者に前渡金を渡すなど、原木を確保するための対応も行っているということでございます。

3 ページは製材工場の関係です。平成16年のものですが、表を見ていただきますと、昔は数が多かったのですが、今は9,400弱です。この中身を見ていただきますと、出力階層、300キロワット以上、これは下の注の2) に書いてありますように、300キロワット以上というのは概ね原木を年間1万m³以上使っているところです。これが国産材、外材を合わせて496ということで、上の9,400弱に対応しますと5%ということで、依然として小規模のものが多く、大型のものが少ないというような状況にあります。

ただ、外材工場を見ますと、外材工場は大型のもののウエイトが12%と高いのですが、これも製品が、ロシア等も増えてき始めたというようなことで、この辺も少なくなっていくのではないかと思います。そういう意味では、上に書いてありますように、小規模なものが多いという状況にあります。また、乾燥材の生産の比率もまだ22%ぐらいです。今後は安定的に、大量に供給するということが製材・加工の大規模化に向けた支援の選択と集中、それから、国際的なものを含めて木材産業の競争力の強化ということが必要になるかと思います。また、その下に見てありますように、製材品等の品質・性能の表示、品質・性能の安定した製品の供給ということが一層重要になってまいります。コストを安くして競争するためには、やはり製材ラインの大型化等が必要ということでございます。

右下には栃木県の国産材グループの事例を載せております。

4 ページは集成材及び合板についてです。17年度は国産材の供給量が増えまして、自給率も20%を超えるだろうという見通しです。製材、パルプ・チップ、合板の中でも特に合板が増えています。左下の表を見ていただきますと、スギ等につきましては約倍の伸び、合板全体で見ましても68%ほど増えているということで、合板等、あるいは集成材の使用量が増えていく。更に今後はMD F等のボード類への利用・促進を図っていく必要があるだろうと考えております。

5 ページがチップの関係です。現状のところですが、現在、主に紙に使われておりますけれども、製材工場との兼業というのが87%ぐらいになっております。専門の工場というのが非常

に少ない。輸入チップ自体は9割近くを占めて、国産は1割程度というような状況になっております。そういう意味で、製材工場の兼業が多いということで、大規模化・団地化等を進める中で、チップのトータルコスト、供給のコストを下げる必要がある。あるいは安定的に供給する体制の整備にもつながる。もう一方で、国産材のチップを使った紙製品の普及・促進、バイオマスイネルギー利用等の技術開発をする必要があるだろうと考えております。

6ページが製品流通の関係です。左下の図を見ていただきますと、現在プレカット材を利用した在来の軸組み工法、これが約6割ということで、プレカットというのがある面では流通の拠点となっております。そういう意味で、プレカット工場への製材品の直送だとか、あるいは情報の活用等によりまして、物流の短絡化・迅速化を図っていく。プレカット工場、コンピュータつきの設計あるいはCAD/CAMといいますけれども、こういうもののデータがずっと蓄積されてくる、これで品質管理あるいは物流、情報等のいろいろな応用というのができるだろうと考えております。

7ページが住宅資材等の供給ということです。これは大型化に対応します一方で、「こだわりの住宅」を消費者に直接供給する、これを都市部で構築しようという取組と、一方は、マンション等非木造のものへの内装や家具材等、こういう付加価値製品の開発、あるいは供給体制、販売戦略等をやっていこうというものでございます。右側には県産材あるいは天然乾燥材を使った例、その下にはスギを使った家具材等の例を挙げてございます。

8ページですが、やはりトータルコストを低減していかなければいけないだろうと考えております。上に書いてありますように、国産材の生産・加工・流通というのは、小規模、分散的、多段階でございます。安定供給等が困難で、コストがかかり増しということで、外材に対応してやはり供給量が小さいということになっております。現状のところですが、スギ製品1m³当たりのトータルコストの試算ということで、かぎ括弧の部分が素材に換算した部分です。例えば素材生産費でいえば、素材に換算しますと立方当たり6,900円、原木市場、これは直送と市場を通すのが半々という格好でいけば1,500円ぐらにかかるといえます。あるいは製材工場の加工賃、こういうものをずっと右に持っていくと、工務店に渡すとき、3mの10.5cmの柱角で、立方当たり6万9,600円ということになります。これはスギの乾燥材ですけども、これと競合しておりますホワイトウッドを立方に直しますと、工務店渡しにしますと、いろいろな経費もかかりますけれども、大体6万4,400円ということでホワイトウッドの方が安くなっているという状況でございます。中には頑張っているところもありますが、ここでのデータは全国の平均的な姿ということでございます。

その下にコスト削減後というのが書いてあります。コスト削減の方策として、素材生産の世界では、高性能機械等を使って、1人当たり1日4.6m³を7.0m³に持っていく。それと直送の分が5:5を3:7ということで、直送を7に。製材工場では大型管理することによって5,000m³から5万m³にするというようなこと、それから今重油等が上がっておりますけれども、木屑焚ボイラー、自分のところで発生する端材等を使って乾燥機に使う。それから、その下の流通のところについては、直送化、IT化による流通の合理化、プレカット等では今邸別の発送をしておりますけれども、そういうものが進むという前提の中でのコスト縮減です。例えば、コスト縮減額というのを見ていただきますと、素材生産のところで立方当たり2,500円、原木流通費で300円、加工費で5,700円、製品流通費で7,200円、トータルで1万5,700円ということで、先ほどホワイトウッドの話を申し上げましたけれども、これでいきますと、ホワイトウッドは立方当たり5万3,900円ですから、ホワイトウッドよりも安くできるという状況になります。ただ、これは単なる計算ですので、素材生産、丸太の方の価格も上がるということがありますので、単純には行かないのですけれども、大型化することによって外材と十分対抗できる、そういう施策を進めていく必要があると考えております。

それから、9ページは、先ほど横山先生、有馬先生からお話が出ましたけれども、消費者等、住宅等は多分ユーザーという格好になろうかと思っておりますけれども、実際に住宅を建てる場合にどういう建て方をするかという、注文住宅を選ぶ消費者、あるいは紙製品、木材製品等を選ぶ消費者、こういう方々へ、温暖化防止への寄与、あるいは森林整備を進めるためには、特に国産材の利用が必要なんだということを訴えていく、こういう取組を現在進めておりますし、今後も積極的に進めていく。また、企業等についても、山を持っていない、あるいは林業・林産業に携わっていないところにも、国産材の紙、あるいはオフィス家具等の調達、購入を通じて、森林の整備あるいは温暖化等へも寄与できるんですということの普及を進めております。

11ページは、先ほど森林環境教育の話が出ましたけれども、木材教育の推進ということで、学校等における木材教育の推進ということ載せております。

12ページは公共分野への利用拡大ということで、この辺も木材利用等の関係省庁連絡会議というのをつくっております、いろいろなところで木材を使っていただくということを進めております。

13ページは、最初に倉沢委員からお話がありました違法伐採対策の推進ということで、ここに先ほどのお話を若干詳しく、二国間、多国間の話からいろいろ書いております。

14ページは木材の輸出、特に丸太の輸出、左側のところに書いてあります。去年は2万

2,000m³ぐらい出ておりますけれども、やはりその国のニーズであるとか、ウオンツ（欲求）というものに応じた丸太なり、あるいは製品を供給しなければいけないだろう。特に丸太だけではなくて、付加価値の高い製品の供給ということを今後考えていく必要がある、そういう輸出戦略みたいなものを考える必要があるというふうに考えております。

それから、15ページは木質バイオマス利用の推進ということで、製材工場の端材あるいは建設発生木材等はかなり使われておりますけれども、林地残材等コストの関係であまり使われていないものがあります。これを今後バイオマスエネルギー等でどう使うか、あるいは出すときのコスト、生産、搬出、流通のコストをどうするかということを今後検討し、また供給できるような体制を構築していきたいと考えております。

以上でございます。

○木平会長　ありがとうございました。

最初のところで議論が出ましたことについて、さらにその裏付け資料といいますか、内容についてご説明いただいたわけです。特にこれからの作業システム、作業の方法、木材産業、木材の利用のあり方についてかなり詳細な説明をいただきまして、どうもありがとうございます。これについてご質問ありますか。

○加倉井委員　一言だけ、非常に大事なことで伺いたいのですが、望ましい作業システムの考え方としては全くそのとおりですが、これを適用できる、つまり機械でコストを下げてやれる森林というのは、日本の森林面積のうちのどれぐらいの割合を占めるかということを伺いたいのです。というのは、私の山などは人が立ってられないぐらいの急傾斜で、技術的に急傾斜過ぎてだめだと。要するに地盤に摩擦がないので、人間が立ってられないですから。それが一つです。

もう一つはロットです。伐採する林と伐採しない林が混在しているわけです。そのロットが大きくなければ機械というのは使えないはずで、経営学的に使えないはずで、採算がとれないから。ですから、それが使える森林というのは、これは国民が誤解すると困るのでわざわざ伺うのですが、日本の森林のうちどれぐらいに使えるそうですか。私の勘では1割とか、そういう下の方の数字だろうと思っているのですが、林野庁としてご存じでしたら教えてください。

○笹岡研究・保全課長　すらっと数字ではお答えできませんけれども、最初の傾斜の問題ですが、まさに一番大きな問題だと思うのですが、傾斜によって使える機械は、確かに車で走る車両系は20度ぐらいとか、限界がございます。ですから、今加倉井委員がご指摘になった、例えば30度とか40度になりました場合は、架線系、スイングヤーダですとか、そういうものが

やり方によっては使える。やり方によってはというのは、そこに道をつけることすら難しい場所ですとなかなか難しいですが、かなり急傾斜地でも低コストで産業路を入れるような事例が出てきておりますので、路網を上手に入れば、そこから届く範囲のところはその機械が使えるということになるので、それは今後の努力によって使うところを増やしていけるというふうに思っております。

それから、説明ではしってしまったが、1台1,000万円とか2,000万円するような機械を使うことになりますので、それを効率的に使わなければ低コストにならないということです。から、ロットをまとめというのは実は前提条件としてあります。こういうハードな努力とは別のソフトの努力で、地域の森林組合等で頑張ってくださいということが前提条件になっております。

○加倉井委員 何割ぐらいですか。

○笹岡研究・保全課長 難しいですね。まさに道をどれだけ入れられるかということにかかってまいりますので、その辺はこれから勉強させていただきたいと思います。

○太田委員 関連してですけれども、平均稼働率、外国の平地のところでは大体どのあたりなのか。90とか95まであるのか、外国でも70とか、そういうものなのか、その辺です。これが上がればいいわけですね、急傾斜であっても。その辺はどうですか。

○笹岡研究・保全課長 稼働率というのは年間の稼働率ということですか。

○太田委員 例えばここに上がっている数字、その稼働率が例えば外国ではどうなのか。

○笹岡研究・保全課長 パーセンテージという形ではなくて恐縮ですが、日本で5割強の稼働率というのは、仮に1日6時間という稼働時間で仮定しますと、年間で700～800時間という計算になります。これが日本の場合でございます。これをほかの国で同じ稼働時間で見ますと、例えばオーストリアでは1,500～1,800時間となっておりますから、日本の大体倍少々となります。それから、スウェーデンでは、これはもう非常に大手の企業で、人間も交替制でやっているようなところですが、2,500時間～3,000時間稼働させているところがあるということで、これですと4倍ということになります。そのところは十分開きがございます。

○木平会長 では、有馬委員、どうぞ。

○有馬委員 先ほど岡田先生からご指摘があったことと関係いたしますけれども、木材産業の方、特に最近ではバイオマスのお話が出てきているということもありますし、いずれにしても、今ご説明がありましたように、木材の市場に着いてからのお話についてはそれなりの整備ができていくかと思うのですが、私が一番気にいたしておりますのは、先ほどの1－1の資料

にも繰り返してまいります、林業の整備の問題、特に山元の、要するに価格の問題であります。これとの関係で、木材を利用する、あるいは大量に集荷してやると、そこはわかるのですけれども、今の価格をどれだけに設定すればいいのかということです。そこがわからないと、例えば「顔の見える家づくり」というのは大体どういうことを言っているかということ、私たちは「顔の見える家づくり」で木材をこのくらい使いますと、これで山に幾ら返るんですかと、ここが一番大事なのです。

そのところを可能な限り、いろいろな区分ごとによって違うと思いますので、明確に、少しずつでもわかりやすくやってもらわないと、森林整備と木材利用とがどうつながっているんだ。使え、使えと言うけれども、山をどんどんいじめているのではないか、こういうことになりかねないと思うのです。特にバイオマスエネルギーが出てきて、それが顕著な状況に出てくる可能性もないとは言えないと思います。特に資源戦争になってきておりますので、例えば都市の解体材なども大変な問題になってきております。そういうことを考えますと、山のバイオエネルギーの場合にも最低どのくらい要するのか、それが本当にサステイナブルであるのかどうか、その辺の筋書きは可能な限り明快にしておいていただきたいと思うわけです。

どうも私も木材を使う側から言いますと、使え、使えと言いたくなるのですけれども、本当に大丈夫かということを、やはり心せざるを得ないところがありますので、ただ、結局は市場価格ですよと言われてしまうと、一体施策とは何なんだと、いわゆる林業政策というのは一体何なんだということが答えられなくなってしまうので、少なくともどの程度のレベルのところがないと今の林業政策としての森林整備というのはこういう形はできませんとか、このあたりはできますということを、可能な限り明確にさせていただきたいということでございます。

これはどこで申し上げようかと思っていたのですけれども、大変気になりまして、木材利用と森林整備の関連、特に立木価格が繰り返し出てまいりますと、山元の立木価格、かつては100あったのが今は19というのが繰り返し、繰り返し出てくると、一体これを幾らに考えておられるのだろうか。これは特に重要な点だと私は思っておりますので、ひとつどういう形でもいいですから、出していただけるようなことを考えていただきたいということでございます。

○木平会長　ご意見、どうもありがとうございました。

木材価格のことについて、それから先ほどの加倉井委員のご指摘は、日本の森林でどこまで林業をやるのかという範囲の問題だと思うのです。これは基本計画の非常に重要な項目になると思います。これからはやはり機械化林業でないと林業はあり得ないと思います。そうしますと、こういうものが活躍できる場所はどこであり、しかも、それが木材生産ということで人工

林というところ、おのずと量を立てなければいけないのではないかとということで、ぜひご検討いただきたいと思います。多分目標数字の中に出てくるのではないかと思います。

それでは、大体4時半で時間が来たのですが、最後に8、9、10と、ボリュームとしては大変たくさんの資料をいただいておりますので、この内容の説明をしていただくことは省略して、どういう性質の資料かということだけについてご説明いただいて、中身については委員の方への宿題ということでお願いしたいと思います。

○岡田企画課長 それでは、資料8でございます。「森林・林業の再生に向けた重点課題」とした資料ですが、これは政府の副大臣会議のもとに「森林・林業再生に関するプロジェクトチーム」が設置されまして、そこで再生に向けた重点課題として取りまとめたものです。中身につきましてはご覧いただけたらと思います。こういう形のものを基本計画の中でも反映してもらいたいという話で、それも承っておるわけでございます。

それから、資料9は「森林整備地域活動支援交付金制度に関する検討会報告」でございまして、森林整備地域活動支援交付金制度につきましては、14年度から18年度までの事業でありまして、19年度以降の対応に資するために検討会を開催していただきまして、取りまとめをいただいたということでございます。19年度の予算要求等にも反映していきながら、検討させていただきたいと思っております。特に施業・経営の集約化に取り組む者の意欲を高める仕組みなどに留意する必要があるというご意見をいただいたということでございます。

以上でございます。

○笹岡研究・保全課長 資料10は「企業の森林整備活動に関する検討会」ということで、実は私ども森林整備部と国有林野部と共同でこういう検討会を設置いたしました。国民参加の森林づくりということで、森林ボランティアですとか、企業等、いろいろな方々に森づくりに加わってほしいという思いを込めたものでございます。とりわけ企業の社会貢献活動との関連で、もっと働きかけをしたらいいのではないかとという問題意識で、企業やNPO、あるいは自治体等の代表の方々にお集まりいただいて議論をしていただいております。

現在、報告書の素案がほぼ固まりまして、パブリックコメントをかけておりまして、今月の15日には最終報告をいただいて、施策化をしたいと考えております。

以上です。

○木平会長 ありがとうございます。

この三つの報告には、今後の基本計画をつくっていくときに大変重要なご意見が並んでいるのではないかと思います。またお目通しをいただきたいと思います。

それでは、最後になりますが、今後の審議日程について、事務局の方からご説明をお願いいたします。

○岡田企画課長 資料11です。今後の審議日程につきましては、記載のとおりでございますけれども、次回は6月26日、14時からこの場所で予定をいたしておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、最後に参考資料1として、総合評価書の案、「森林整備目標の進捗状況の検証」の資料をつけてございます。これは農林水産省の政策評価会におきまして、森林整備の目標につきまして総合評価を行っておりますけれども、5月26日に開催された第3回の政策評価会で、この総合評価書の案についてご意見等をお聞きしたところでございまして、今後公表するという手順を踏みたいと考えておりますので、ご参考にしていただければと思います。

以上でございます。

○木平会長 ありがとうございます。

次回は基本計画の素案のご審議をお願いしたいと思います。

以上をもちまして、本日の林政審議会を閉会とさせていただきたいと思います。熱心なご審議をいただきまして、どうもありがとうございました。

午後 4時33分 閉会